

令和2年12月4日

本県の感染状況につきましては、依然として厳しい状況が続いております。11月28日には過去最多の29人の新規感染者が発生をしております。本日も20名を超えるなど予断を許さない状況にあります。クラスターも断続的に発生をしており、11月25日以降この10日間で、会食等、またこの後発表させていただく県庁本庁舎の事例も含めて、6事例の発生が確認されています。

まずは、県庁本庁舎でクラスターが発生したことにつきまして、県民の皆様にご心配・ご不便をおかけし、大変心苦しく、重く受け止めております。

感染状況を調査のうえ、的確に検査を実施するとともに、徹底した体調管理や業務内容の記録、在宅勤務や時差出勤の活用、各課の班ごとに週単位でグループ分けを行い出勤日の重複を回避する、専用エレベーターを設定し本庁舎をゾーン分けする等による接触機会の低減、クラスター発生部署職員の原則自家用車通勤への変更、手指消毒や定期的な換気等の徹底によって更なる感染防止対策を講じるなど、県職員間、また県職員から外部への感染拡大防止に取り組んでいます。

また、県民の皆様へのサービスの停滞や低下を招かないため、出勤する職員は絞り込みを行うものの、県民の皆様への影響が大きい部分の職務を最優先に県庁の機能を維持してまいります。

この12月18日まで2週間が最大の山と考え、最大級の警戒感・危機感をもって感染防止対策に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけしますが、県庁の職員とやりとりする際には、可能な限り電話やメール、ウェブ会議でご用件をお済ませさせていただくなど、まずはこの1週間12月11日までは、本庁舎への来庁をお控えいただくようお願いを申し上げます。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

全国に目を向けましても、極めて高い水準で引き続き感染者が発生しています。

既にGoToトラベル事業の適用除外となっている札幌市、大阪市に加え、東京都においては65歳以上の方、糖尿病や心血管の病気など基礎疾患をお持ちの方を対象に利用自粛の要請がされるなど運用見直しがされました。

また、大阪府においては府民に対し不要不急の外出の自粛を呼びかけています。

県民の皆様におかれましては、要請期間中の大阪府やGoToトラベル事業の適用除外地域である札幌市への不要不急の移動は避けていただき、利用自粛地域である東京都に対しても、特に65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方は不要不急の移動は避けていただくようお願いをいたします。

また、感染者が多数発生している都道府県では、酒類を提供する店舗での営業時間の短縮や休業の要請が出されていますが、GoToトラベル事業の除外地域だけではなく、こういった対策を講じているエリアへの不要不急の移動についても避けていただくようお願いを申し上げます。

大阪府、札幌市にお住まいの方や、東京都にお住まいの65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方がやむなく当県を訪問される場合は、特に感染防止対策の徹底をお願いいたします。

県内外問わず、これまでにない数の感染者が発生しており、少しの「気の緩み」から瞬く間に県内へ感染が拡大する事態になりかねません。県民、事業者の皆様におかれましても、より一層の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

特に、年末年始に向けて飲食の場面が増加する時期となりますので、懇親会などの際は、少しでも体調が悪い場合は参加しない、少人数、短時間で、お酒は適度な量としていただき、座る位置は正面や真横ではなく斜め向かいにさせていただくなどの対策をお願いいたします。

県としましても医療機関にこれ以上負荷がかかり、必要な方が必要な治療を受けられないという状況にならないよう、無症状や軽症の方で医療機関においてご判断をいただいた場合に、早期に宿泊療養施設へ移っていただく措置を進めるなど、関係機関と緊密に連携しながら取組を進めておりますので、感染防止対策の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、繰り返しをお願いとなりますが、感染された方、そのご家族、勤務先、医療機関の皆様、外国人住民の方などに対する誹謗中傷や差別はあってはならないことであり、偏見や差別につながるような行為は絶対に行わないよう強く申し上げます。

(資料を掲示) フリップですけれども、まずはこの感染状況です。今日も22件の発表をさせていただきます。第3波到来中ということで、予断を許さない、そういう状況であるというようなことでもあります。

続きまして、県本庁舎でのクラスターの発生を受けましてということで昨日も少し説明をさせていただきましたけれども、あらためての部分も少し含まれていますが、まず的確に調査を実施をするということでもあります。先ほど申し上げましたとおり、雇用経済部についてはすべて検査が終了し、1人除いて結果が判明したところですが、先ほど申し上げましたとおり、現在陽性が確認されるもの以外はすべて陰性ということであり、環境生活部のところにおいても、現在、検査が終わっているところでは、陽性者は確認されておりませんので、職場での雇用経済部以外への波及ということは現在ないということでもあります。あと体調管理とともにですね、行動記録、業務内容の記録ですね、それも職員に徹底してもらうこと。例えば、30分以上やったかな。15分以上打ち合わせ行った場合とかですね、その場合打ち合わせにかかった時間とか出席者を記録しておくとか、そういうようなこととか、業務内容の記録、それからエレベーターについては昨日ご説明を申し上げました。それから勤務の体制につきましては、雇用経済部はですね、半分、最大出勤者は半分にするんですけれども、そのローテーションを1週間同じメンバーに固定して、そしてこの次に週単位でローテーションをするという形にしていこうというふうに考えています。毎日毎日変えていくとですね、やはりこの、保健所や医療の専門家とも相談したんですけども、この1週間でまだ陰性だけれども潜伏期間の人もいるかもしれないので、そ

このリスクもあるので、固定をしてやったほうがいいだろうということでありまして、そういう週単位のローテーションとさせていただきます。

それから雇用経済部の職員の原則自家用車通勤ということであります。それから、先ほどもちょっと口頭で申し上げましたとおり換気ですね、を、2時間ごとに定期的に換気する。それから1日2回共用スペースと個人のデスクの周りの消毒を行うというようなことも徹底していきたいというふうに考えています。

そして、全体としまして、三重県庁本庁舎全体ですけれども、大変ご不便をおかけしますけれども12月11日この1週間が特に、先ほどの接触から感染が判明するという意味で重要な1週間ですので、ここはぜひ来庁をお控えいただき、県庁職員とのやりとりはご不便をおかけしますけれども、電話、メール、ウェブ会議などをご活用いただければというふうに考えております。

それから、移動の関係です。大阪府においてですね、医療非常事態宣言出されましたので、大阪府へですね、不要不急の移動の自粛お願いしたいということと、札幌市、それから東京都のGoToトラベル除外移動自粛のところは不要不急の移動を控えていただきたいということと、営業時間短縮の要請エリアについて自粛をいただきたいということになります。

引き続き、この、これは県外の方ですけどやむなくお越しいただく場合には、「5つの場面」に注意をしていただきたいということになります。「5つの場面」はまあ、もういいですかね。

私の方からは以上です。